

参 考 资 料

鹿児島県森林・林業の主要指標

区 分		単 位	実 数	全 国 に 占 め る 割 合 (%)	全 国 に お け る 順 位	九 州 に お け る 順 位	備 考
森 林 面 積	総 数	千 h a	588	2.3	12	1	「実数」欄は、平成 30 年 4 月 1 日現在の地域森林 計画等 その他の欄は、森林・林 業統計要覧 2018
	国 有 林	〃	152	2.0	12	2	
	民 有 林	〃	436	2.5	13	1	
	人 工 林	千 h a	276	2.7	11	3	
	竹 林	〃	18	10.8	1	1	
人 工 林 率		%	47.0	(全国の人工林率) 40.7	20	6	
林 家 戸 数		戸	21,597	2.7	14	1	2015 年農林業センサス
林 業 生 産	素 材 生 産 量	千 m ³	1,118	3.7	9	4	平成 30 年度県森林・林 業統計
	竹 材	千 束	741	61.9	1	1	
	生 しい た け	t	919	1.3	23	4	
	乾 しい た け	t	62	2.7	7	4	
	た け の こ	t	5,427	23.0	2	2	
林産物	総 数	百万円	15,174	1.9	13	5	「実数」欄は、平成 30 年 度県森林・林業統計 その他の欄は、森林・林 業統計要覧 2018
生産額	木 材 生 産 額	百万円	10,224	3.0	8	4	
林道密度		m / ha	6.4	(全国の林道密度) 4.9	19	4	「実数」「全国に占める割 合」欄は、平成 30 年 度県森林・林業統計 「全国・九州における地 位」は、都道府県別林内 路網密度調査結果(平成 29 年度末)
高性能林業機械		台	342	3.6	8	3	「実数」欄は、平成 29 年 度林業機械保有状況調査 その他の欄は、平成 28 年 度林業機械保有状況調査

林家：保有山林面積が 1 ha 以上の世帯

林産物生産額：木材生産，特用林産物生産（たけのこ，栽培きのこ類，竹材，花木類，薪炭等），
苗木生産，緑化樹生産により得られる所得

南 薩 流 域



区 分	単位	数 量	摘 要
総 土 地 面 積	h a	191,052	全 県 の 20.8 %
林 野 面 積	//	105,661	// 18.0 %
林 野 率	%	55.3	県 平 均 64.0 %
民 有 林 面 積	h a	95,734	全 県 の 22.0 %
国 有 林 面 積	//	9,927	// 6.5 %
民 有 林 率	%	90.6	県 平 均 74.1 %
人 工 林 面 積 (民 有 林)	h a	46,844	全 県 の 23.3 %
人 工 林 率 (民 有 林)	%	48.9	県 平 均 46.0 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 16年生～45年生の森林の割合	//	38.5	県 平 均 33.3 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 46年生以上の森林の割合	//	61.3	県 平 均 65.2 %
竹 林 面 積 (民 有 林)	h a	5,752	全 県 の 31.7 %
林 家 一 戸 当 た り の 保 有 山 林	h a	2.71	県 平 均 2.74 ha
素 材 生 産 量	千 m ³	168.1	全 県 の 15.0 %
製 材 工 場 数	工場	32	// 25.2 %
主 な 特 用 林 産 物	たけのこ、まき、生しいたけ、シキミ、ひらたけ		

* 1 流域総面積～民有林人工林率、竹林面積は、「平成30年度森林・林業統計」

* 2 スギ・ヒノキ人工林の年齢別の森林の割合は、森林経営課業務資料

* 3 林家保有面積は2015年農林業センサス

* 4 素材生産量、製材工場数は、「平成30年度森林・林業統計」

北薩流域



区分	単位	数量	摘要
総土地面積	ha	195,983	全県の 21.3 %
林野面積	//	130,046	// 22.1 %
林野率	%	66.4	県平均 64.0 %
民有林面積	ha	97,334	全県の 22.3 %
国有林面積	//	32,711	// 21.5 %
民有林率	%	74.8	県平均 74.1 %
人工林面積(民有林)	ha	53,738	全県の 26.8 %
人工林率(民有林)	%	55.2	県平均 46.0 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 16年生～45年生の森林の割合	//	30.1	県平均 33.3 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 46年生以上の森林の割合	//	69.1	県平均 65.2 %
竹林面積(民有林)	ha	5,978	全県の 33.0 %
林家一戸当たりの保有山林	ha	2.76	県平均 2.74 ha
素材生産量	千m ³	286.1	全県の 25.6 %
製材工場数	工場	33	// 26.0 %
主な特用林産物	たけのこ, 竹材, えのきたけ, 木炭, 乾しいたけ, 生しいたけ		

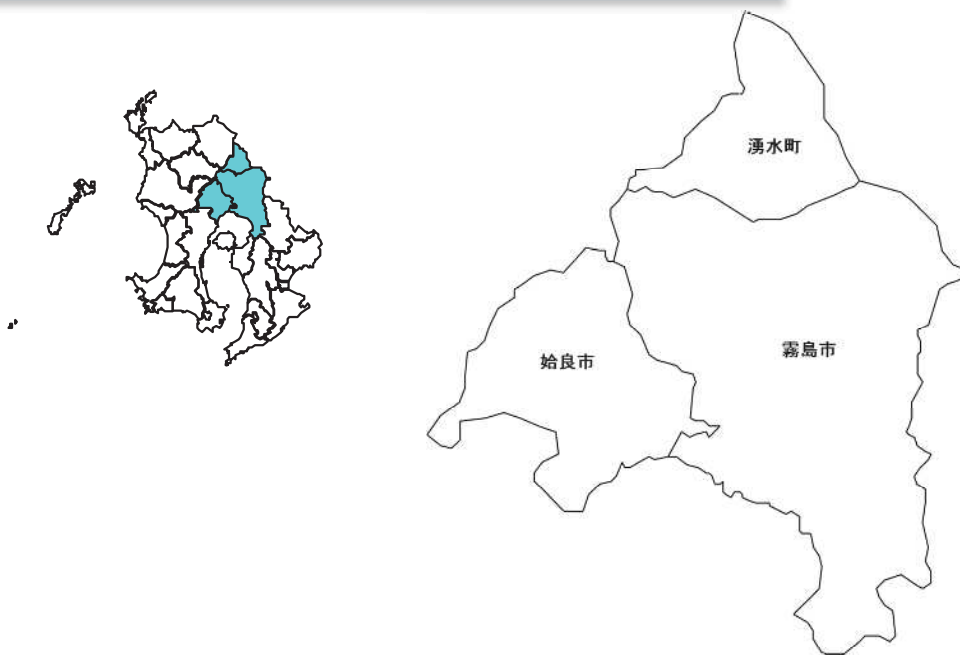
* 1 流域総面積～民有林人工林率, 竹林面積は, 「平成30年度森林・林業統計」

* 2 スギ・ヒノキ人工林の齢級別の森林の割合は, 森林経営課業務資料

* 3 林家保有面積は2015年農林業センサス

* 4 素材生産量, 製材工場数は, 「平成30年度森林・林業統計」

始 良 流 域



区 分	単位	数 量	摘 要
総 土 地 面 積	h a	97,872	全 県 の 10.7 %
林 野 面 積	//	66,254	// 11.3 %
林 野 率	%	67.7	県 平 均 64.0 %
民 有 林 面 積	h a	54,623	全 県 の 12.5 %
国 有 林 面 積	//	11,631	// 7.6 %
民 有 林 率	%	82.4	県 平 均 74.1 %
人 工 林 面 積 (民 有 林)	h a	35,802	全 県 の 17.8 %
人 工 林 率 (民 有 林)	%	65.5	県 平 均 46.0 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 16年生～45年生の森林の割合	//	34.3	県 平 均 33.3 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 46年生以上の森林の割合	//	64.4	県 平 均 65.2 %
竹 林 面 積 (民 有 林)	h a	2,470	全 県 の 13.6 %
林 家 一 戸 当 た り の 保 有 山 林	h a	2.80	県 平 均 2.74 ha
素 材 生 産 量	千 m ³	114.8	全 県 の 10.3 %
製 材 工 場 数	工場	13	// 10.2 %
主 な 特 用 林 産 物	生しいたけ, 乾しいたけ, たけのこ, センリョウ		

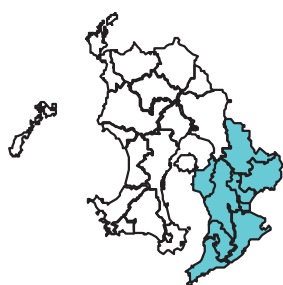
* 1 流域総面積～民有林人工林率, 竹林面積は, 「平成30年度森林・林業統計」

* 2 スギ・ヒノキ人工林の齢級別の森林の割合は, 森林経営課業務資料

* 3 林家保有面積は2015年農林業センサス

* 4 素材生産量, 製材工場数は, 「平成30年度森林・林業統計」

大 隅 流 域



区 分	単 位	数 量	摘 要
総 土 地 面 積	h a	210,397	全 県 の 22.9 %
林 野 面 積	//	132,364	// 22.5 %
林 野 率	%	62.9	県 平 均 64.0 %
民 有 林 面 積	h a	83,860	全 県 の 19.2 %
国 有 林 面 積	//	48,504	// 31.8 %
民 有 林 率	%	63.4	県 平 均 74.1 %
人 工 林 面 積 (民 有 林)	h a	50,677	全 県 の 25.3 %
人 工 林 率 (民 有 林)	%	60.4	県 平 均 46.0 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 16年生～45年生の森林の割合	//	28.6	県 平 均 33.3 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 46年生以上の森林の割合	//	67.4	県 平 均 65.2 %
竹 林 面 積 (民 有 林)	h a	2,431	全 県 の 13.4 %
林 家 一 戸 当 た り の 保 有 山 林	h a	2.56	県 平 均 2.74 ha
素 材 生 産 量	千 m ³	478.2	全 県 の 42.8 %
製 材 工 場 数	工 場	39	// 30.7 %
主 な 特 用 林 産 物	シキミ, えのきたけ, 生しいたけ, サカキ・ヒサカキ, 乾しいたけ		

* 1 流域総面積～民有林人工林率, 竹林面積は, 「平成30年度森林・林業統計」

* 2 スギ・ヒノキ人工林の齢級別の森林の割合は, 森林経営課業務資料

* 3 林家保有面積は2015年農林業センサス

* 4 素材生産量, 製材工場数は, 「平成30年度森林・林業統計」

熊毛流域



区分	単位	数量	摘要
総土地面積	ha	99,368	全県の 10.8 %
林野面積	//	72,523	// 12.3 %
林野率	%	73.0	県平均 64.0 %
民有林面積	ha	30,891	全県の 7.1 %
国有林面積	//	41,632	// 27.3 %
民有林率	%	42.6	県平均 74.1 %
人工林面積(民有林)	ha	10,333	全県の 5.1 %
人工林率(民有林)	%	33.4	県平均 46.0 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 16年生～45年生の森林の割合	//	44.1	県平均 33.3 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 46年生以上の森林の割合	//	55.7	県平均 65.2 %
竹林面積(民有林)	ha	1,268	全県の 7.0 %
林家一戸当たりの保有山林	ha	2.79	県平均 2.74 ha
素材生産量	千m ³	53.4	全県の 4.8 %
製材工場数	工場	7	// 5.5 %
主な特用林産物	シキミ, たけのこ, 木炭, 生しいたけ, 山菜類		

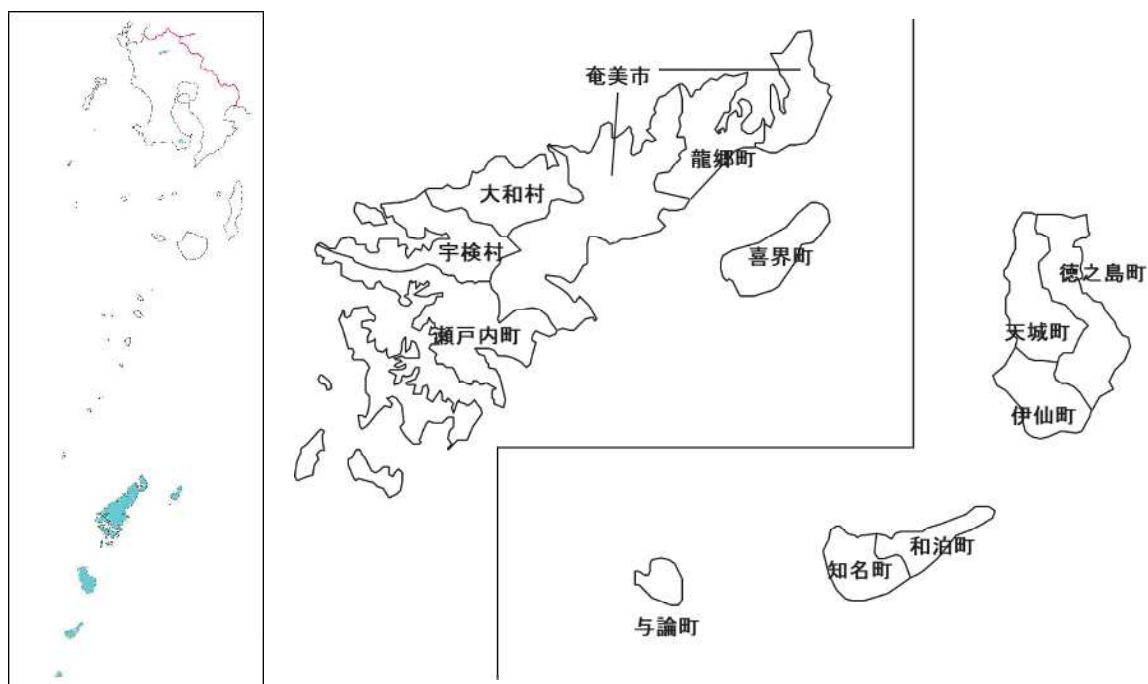
* 1 流域総面積～民有林人工林率, 竹林面積は, 「平成30年度森林・林業統計」

* 2 スギ・ヒノキ人工林の齢級別の森林の割合は, 森林経営課業務資料

* 3 林家保有面積は2015年農林業センサス

* 4 素材生産量, 製材工場数は, 「平成30年度森林・林業統計」

奄美大島流域



区分	単位	数量	摘要
総土地面積	ha	124,019	全県の 13.5 %
林野面積	//	81,424	// 13.8 %
林野率	%	65.7	県平均 64.0 %
民有林面積	ha	73,480	全県の 16.9 %
国有林面積	//	7,943	// 5.2 %
民有林率	%	90.2	県平均 74.1 %
人工林面積(民有林)	ha	3,276	全県の 1.6 %
人工林率(民有林)	%	4.5	県平均 46.0 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 16年生～45年生の森林の割合	//	59.6	県平均 33.3 %
スギ・ヒノキ人工林のうち、 46年生以上の森林の割合	//	40.4	県平均 65.2 %
竹林面積(民有林)	ha	221	全県の 1.2 %
林家一戸当たりの保有山林	ha	3.49	県平均 2.74 ha
素材生産量	千m ³	17.8	全県の 1.6 %
製材工場数	工場	3	// 2.4 %
主な特用林産物	生きくらげ, 生しいたけ, たけのこ, ソテツの実, シャリンバイ		

* 1 流域総面積～民有林人工林率, 竹林面積は, 「平成30年度森林・林業統計」

* 2 スギ・ヒノキ人工林の年齢別の森林の割合は, 森林経営課業務資料

* 3 林家保有面積は2015年農林業センサス

* 4 素材生産量, 製材工場数は, 「平成30年度森林・林業統計」

国の木材需給の動向

(1) 木材需要量

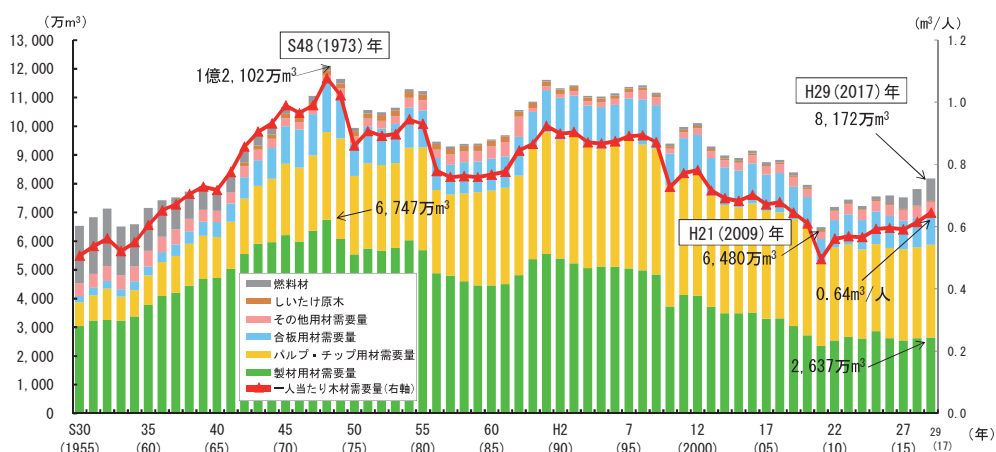
我が国の木材需要量は、昭和 48 (1973) 年の 1 億 2,102 万 m^3 をピークに、平成 9 (1997) 年まで 1 億 m^3 以上で推移していましたが、平成 3 (1991) 年のバブル景気崩壊後の景気後退等により、平成 8 (1996) 年以降は減少傾向となりました。特に、平成 21 (2009) 年にはリーマンショックの影響により、前年比 19%減の 6,480 万 m^3 と大幅に減少しました。

近年は、少しずつ回復傾向にあり、住宅需要の増加等から用材の需要量が増加するとともに、木質バイオマス発電施設等での利用により燃料材の需要量が増加したことから、平成 29 (2017) 年の木材総需要量は、前年に比べて 364 万 m^3 増加し、8,172 万 m^3 となりました。

内訳をみると、製材用材が 32%、パルプ・チップ用材が 40%、合板用材が 13%、その他用材が 15%となっています。

なお、平成 29 (2017) 年の我が国の人口一人当たりの木材需要量は、0.64 m^3 /人となっています。

木材需要量の推移



(林野庁「木材需給表」)

(2) 木材供給量と木材自給率

我が国における国産材供給量は、森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設での利用の増加等を背景に、平成 14 (2002) 年の 1,692 万 m^3 を底として増加傾向にあります。

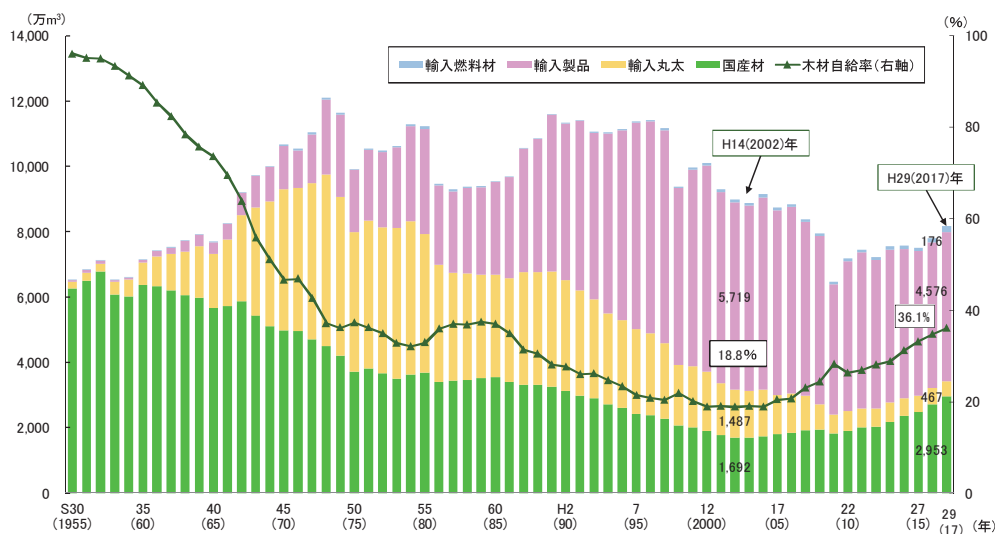
平成 29 (2017) 年の国産材供給量は、前年に比べて 239 万 m^3 増加し、2,953 万 m^3 となりました。

また、我が国の木材自給率は、昭和 30 年代以降、国産材供給の減少と木材輸入の増加により低下を続け、平成 7 (1995) 年以降は 20%前後で推移し、平成 14 (2002) 年には過去最低の 18.8%となりました。

その後、森林資源の充実と併せて技術革新による合板原料としての国産材利用の増加等を背景に、木材輸入量が大きく減少してきたことから、近年、木材自給率は上昇傾向で推移しており、平成 29 (2017) 年は前年より 1.3 ポイント上昇して 36.1%となり、7 年連続で上昇しました。

木材自給率を用途別にみると、製材用材は 48%、合板用材は 38%、パルプ・チップ

木材供給量と木材自給率の推移



(林野庁「木材需給表」)

用材は16%、燃料材は77%となっています。

(3) 木材価格

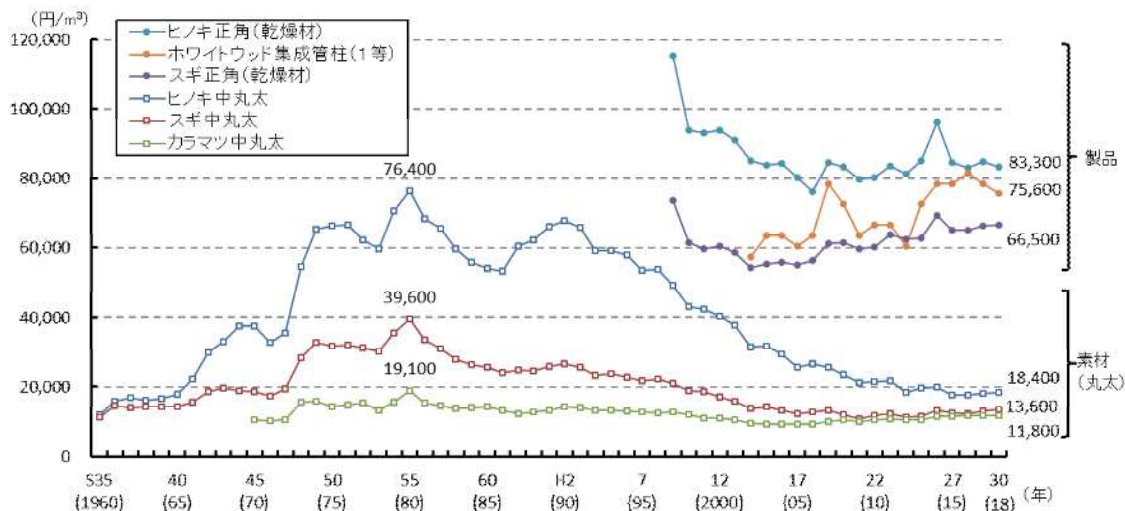
国産材の素材（丸太）価格は、昭和55（1980）年をピークとして長期的に下落傾向にありましたが、平成21（2009）年以降はほぼ横ばいで推移してきました。

平成30(2018)年は堅調な建築需要等によりやや上昇し、スギ13,600円/m³、ヒノキ18,400円/m³となりました。

また、平成30(2018)年の国産材の製材品価格は、スギ正角（乾燥材）は66,500円/m³、ヒノキ正角（乾燥材）で83,300円/m³となっています。

輸入材の製材品価格は、構造用材としてスギ正角（乾燥材）と競合関係にあるホワイトウッド集成管柱の価格でみると、為替変動等により上昇と下落を繰り返しており、平成30(2018)年は、75,600円/m³となっています。

木材価格の推移



(農林水産省「木材需要報告書」, 「木材価格」)

森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例

(かごしまみんなの森条例)

(平成 29 年 12 月 26 日条例第 29 号)

本県の森林は、県土の約 6 割を占め、本県森林面積の 5 割を占めるスギ・ヒノキ等の人工林は、その多くが本格的な利用期を迎えている。

これらの森林に群生する樹木などの森林資源は、土砂災害の防止、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など森林の有する公益的機能を発揮するだけでなく、「森は海の恋人」と称されるように、森林の生み出す養分が川を流れ海に供給されることで、海域の環境を良好に保ち生物を育むといった自然界の生物同士のつながりの維持にも大きく貢献している。また、森林資源は、木材などの林産物として適切に利用されることにより、地域の経済活動の活性化にも寄与している。

しかし、現状においては、林業の採算性の悪化、森林所有者の不在及び高齢化等により、間伐などの手入れの行き届いていない人工林や皆伐されたまま植林されずに放置された森林が増加しつつあり、公益的機能をはじめとする森林の有する多面的機能の低下が懸念されている。

このため、「植える」、「育てる」、「使う」、「植える」という森林資源の循環利用を促進することが、健全で持続的な森林の維持と森林資源の活用に当たり非常に重要である。

ここに、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民が連携して、森林資源の循環利用の促進を図ることにより、健全で持続的な森林が維持され、森林の有する公益的機能が発揮されるとともに、森林資源が将来にわたり活用され、地域が発展することを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本県の豊富な森林資源の循環利用の促進について、基本理念を定め、県の責務及び森林所有者等の役割を明らかにするとともに、再生林の促進等森林資源の循環利用の促進に関する施策の基本となる事項を体系的に定めることにより、森林資源の循環利用の促進に関する取組を継続的かつ包括的に展開し、もって森林の有する公益的機能の発揮及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 森林の有する土砂災害の防止、水源の涵養等の公益的機能及び木材等の生産機能をいう。
- (3) 森林資源の循環利用 森林を適正に整備し、再生産可能な資源として有効に利用することをいう。

- (4) 林業事業者 森林において森林施業（伐採，植栽，保育その他の森林における施業をいう。第12条において同じ。）を行う者をいう。
- (5) 木材産業事業者 木材の加工又は流通に関する事業を行う者をいう。
- (6) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工に関する事業を行う者をいう。
- (7) 再造林 人工林の伐採地跡において，再び苗木を植栽する等の方法で森林を造成することをいう。
- (8) 県産材 県内で生産された木材をいう。
- (9) 林地台帳 森林法（昭和26年法律第249号）第191条の4第1項に規定する林地台帳をいう。
- (10) 高性能林業機械 2つ以上の作業を1つの工程の中で行うことができる林業機械をいう。
- (11) 森林経営計画 森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。
- (12) 木質バイオマス バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油，石油ガス，可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。）のうち木竹に由来するものをいう。
- (13) 特用林産物 主として森林原野において産出されてきた産物で，通常林産物と称するもの（加工炭を含む。）のうち，一般用材を除くたけのこ，しいたけ，竹材などの品目をいう。
- (14) 木育 県民の生活に必要なものとして木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。

（基本理念）

第3条 森林資源の循環利用は，森林の有する公益的機能が県民生活にとってかけがえのない財産であるとともに，林業及び木材産業が地域の持続的な発展に重要な役割を担っていることに鑑み，長期的な展望に立ち，県，森林所有者，林業事業者，木材産業事業者，建築関係事業者及び県民の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下，将来にわたり持続的に促進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，国及び市町村と緊密な連携を図りながら，森林資源の循環利用の促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し，及び実施するものとする。

2 県は，市町村，森林所有者，林業事業者，木材産業事業者，建築関係事業者及び県民が実施する森林資源の循環利用の促進に関する取組を推進するため，情報の提供，助言その他の必要な支援を行うものとする。

（森林所有者の役割）

第5条 森林所有者は，基本理念にのっとり，森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるように，その所有する森林の適正な整備及び保全に積極的に取り組むよう努めるとともに，県が実施する森林資源の循環利用の促進に関する施策（以下「県が実施する施策」という。）に協力するものとする。

2 森林所有者は、その所有し、及び育成する木竹が第三者の管理する道路、鉄道等の利用に支障を及ぼすことがないよう適切な管理に努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第6条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適正な整備及び保全並びに林業の振興に積極的に取り組むよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(木材産業事業者の役割)

第7条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、事業活動における県産材の利用及び木材産業の振興に積極的に取り組むよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(建築関係事業者の役割)

第8条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を通じて、県産材に係る知識の習得及び県産材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、森林の有する公益的機能の重要性及び森林資源の循環利用が地域の発展に寄与することについて理解を深め、森林資源を積極的に利用するよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、森林資源の循環利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民が意見を交換し、相互に連携することができるようにするための体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(森林の整備及び保全)

第11条 県は、森林の適正な整備及び保全を図るため、適正な伐採、搬出及び再造林の一体的な促進に関する支援、森林の境界の明確化、林地台帳に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産材の生産体制の強化)

第12条 県は、県産材の生産体制の強化を図るため、森林施業の集約化の促進、計画的な路網の整備、高性能林業機械の導入その他の必要な施策を講ずるものとする。

(再造林及び間伐等の促進)

第13条 県は、再造林及び間伐等の促進を図るため、再造林及び間伐等に対する補助その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、森林経営計画の作成の促進を図るため、計画作成に係る研修制度の充実、計画作成者への助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 森林所有者は、森林の有する生産機能の発揮を図るため、その所有する人工林で、林地生産力が高く、かつ、緩傾斜地に位置するものについては、適切な間伐等を実施するとともに、皆伐後に再造林を行うよう努めるものとする。

(流通加工体制の整備)

第 14 条 県は、県産材の流通加工体制の整備を図るため、木材の流通加工施設の整備、生産性の向上対策に対する支援、需給情報の共有の円滑化に向けた支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産材の利用促進)

第 15 条 県は、県産材の利用促進を図るため、県産材の認証制度の普及、公共事業における県産材の利用、建築物における県産材の利用の促進、県産材に対する県民の理解の醸成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材製品の国内販売等の促進)

第 16 条 県は、木材産業事業者による県産木材製品の国内販売及び輸出の促進を図るため、市場の調査その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産材の有効活用の促進)

第 17 条 県は、県産材の有効活用を促進するため、研究開発及びその成果の普及、国、大学等の試験研究機関との連携、木質バイオマスとしての活用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第 18 条 県は、林業及び木材産業を支える人材を確保し、及び育成するため、林業の魅力の発信、林業に係る研修制度の充実、林業事業者及び木材産業事業者の雇用管理の改善、安全な労働環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 林業事業者及び木材産業事業者は、その従業員を育成し、及び労働条件を向上するよう努めるものとする。
- 3 県は、県産材の利用を促進する人材を確保し、及び育成するため、県産材を使用した建築物及び加工品の公募を通じた人材の発掘、建築関係事業者を対象とした講習会の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(特用林産物の振興)

第 19 条 県は、特用林産物の生産を振興するため、特用林産物に係る生産体制の強化、需要の拡大、担い手の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発及び木育の推進)

第 20 条 県は、森林の有する多面的機能及び県産材を利用する意義について、その普及に努めるものとする。

2 県は、県民が県産材に親しむための催しの開催等に努めるものとする。

3 県は、児童又は生徒が我が国の木の文化について理解を深めるよう木育の推進に努めるものとする。

(施策の実施状況の報告等)

第 21 条 知事は、毎年度、県議会に森林資源の循環利用の促進に関して前年度に実施した施策及びその成果に関する報告書を提出するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第 22 条 県は、森林資源の循環利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、森林資源の循環利用の促進を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。

あ行

ICT（アイシーティー）

情報通信技術のこと。具体的にはコンピューターの機能やデータ通信に関する技術。（「Information and Communication Technology」の略。）

EPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）

貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

育成林

人によって保育などの管理がされた森林。

育成単層林

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。

育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。

意欲と能力のある林業経営者

新たな森林管理システムにおいて、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力と確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められる林業経営者。

A材（エーざい）

通直で品質的に欠点が少ない木材。直材。主に建築用として使用される。

NPO

営利を目的としない民間の組織や団体のこと。（NonProfit Organization の略。）

エリートツリー

精英樹の中でも、特に優れたものを交配した苗木から選ばれた第2世代以降の精英樹のこと。初期成長が早く、材質や通直性にも優れている。

欧州材（おうしゅうざい）

欧州（ヨーロッパ）から輸入された木材の総称。その多くが、製材品であり、集成材に使用する板材（ラミナ）が主体。樹種はホワイトウッド（オウシュウトウヒ）等。

温室効果ガス

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地

球温暖化)させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素(CO₂),メタン(CH₄),一酸化二窒素(N₂O)等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。

か行

カーボン・オフセット

企業等が排出した二酸化炭素などの温室効果ガスを,別のところで吸収あるいは削減して,排出に見合った分の全部または一部を埋め合わせすること。

快適環境形成機能

夏の気温低下などの気候緩和や汚染物質吸収などの大気浄化,騒音防止などの諸機能。

快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く,諸被害に対する抵抗性が高い森林で,快適環境形成機能の高度発揮が特に求められる森林。

皆伐(かいばつ)

主伐の一種で,ある一定範囲の樹木を全部又は大部分伐採すること。

かかり木

伐採した樹木が地面まで倒れず,周囲の樹木の枝等にもたれかかった状態。不安定で危険な状態であり,かかり木処理を行う際には万全の注意を要する。

鹿児島きこり塾

U・Iターン者等で,林業への就業を希望する者を対象に実施している林業技術研修や技能講習等のこと。

かごしま木の家づくり

かごしま緑の工務店が県内に居住用として建設する木造の新築または増改築の住宅で,かごしま材の使用量が10m³以上のもの。

かごしま材

県内の森林から伐採された素材(原木)を県内の製材工場等において加工された製品。

(認証かごしま材)

かごしま材のうち,用途ごとに品質,寸法,乾燥等が日本農林規格(JAS)に準ずる品質を満たした材。認定工場数15工場(平成30年4月現在)

かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)

生産者の安心・安全な農林水産物を生産する取組を消費者に正確に伝え,鹿児島県産農林水産物に対する消費者の安全と信頼を確保するため,安心と安全に関する一定の基準に基づき,外部認証機関が認証する鹿児島県独自の認証制度。

かごしま竹炭・竹酢液推薦制度

鹿児島県竹産業振興会連合会における自主規格。審査会で一定の品質を有すると判断された県内産の竹炭・竹酢液製品に推薦ラベリングを行う。

かごしま緑の工務店

かごしま材を積極的に使った家づくりを行う工務店で、一定の要件を満たし、県の登録を受けた工務店。登録工務店数 191 社（平成 31 年 3 月現在）

架線集材

空中に張ったワイヤロープを使って、伐採した木を林道等を集める方法。

下層植生（かそうしょくせい）

森林において、上層木の下に混生している樹木や林床に生える草木類、シダ類などから成る植物集団を指す。

刈払い

造林地の幼樹の生育を妨げる雑草木を除去すること。下刈りと同じ。

乾燥材

建築用材などとして使用する前に、あらかじめ乾燥させた木材。木材に含まれる水分を一定の水準まで減少させることにより、寸法の狂いやひび割れ等を防止し、強度を向上させる効果がある。

間伐

林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に間断的に行われる作業。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）

IPCC は、1988 年に WMO（世界気象機関）と UNEP（国連環境計画）のもとに設立された組織であり、195 か国・地域が参加している。気候変動に関する最新の科学的知見（出版された文献）についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

気候変動枠組条約締約国会議（COP：Conference of Parties）

1994 年の国連総会において、温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを目的として採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、開催されている締結国会議。第 3 回会議（COP 3）で「京都議定書」が、第 21 回会議（COP 21）で「パリ協定」が採択された。

基準・指標（Criteria&Indicators）

「基準・指標」の活用により森林の持続可能性を科学的に把握しようとする取組が世界的に進められてきている。ここで言う「基準」とは、森林経営の持続可能性に関わる分野・カテゴリーを示し、例えば、「生物多様性の保全」、「森林生態系の生産力の維持」、などが

あり、一方、「指標」はこうした基準を定期的に計測するための「ものさし」に例えられ、「生物多様性の保全」の基準に対応する指標としては「森林タイプ別の森林面積」、「森林に依存する生物種数」などが挙げられる。

木取り（きどり）

製材において、丸太の形（直径、曲がり、偏心度）や欠点の有無（節、腐れ、割れ）などの性状から採材可能な製材品の種類を判断し、適切な鋸断順序で製材すること。

吸収源（森林吸収源）

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。森林は、成長の中で大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝等に長期間にわたって蓄積するなど、吸収源として地球温暖化の防止に重要な役割を果たしている。

九州森林（もり）の日

2008年5月に九州7県及び九州森林管理局が宣言した「九州の森林（もり）づくりに関する共同宣言」の行動指針において、「九州はひとつ」の理念のもと、九州における「美しい森林（もり）づくり」を推進するため、11月の第2日曜日を「九州森林（もり）の日」として制定することが定められた。

伐り捨て間伐

コスト等の面から伐採した木を森林外へ搬出しない間伐。保育間伐ともいう。

形状比

樹高（cm）を胸高直径（cm）で除した値をいい、幹の健全性を示す指標である。この値が大きいほど細長い幹ということであり、80を越えると風害などに弱くなる。70以下が好ましいとされている。

県公共建築物等木材利用促進方針

県が整備する公共施設などにおける木材利用を積極的に推進していくための方針。

県産材

県内で生産された丸太や製材品の総称。

県民の森

森林を利用したレクリエーション等の場の提供による県民の保健休養や、青少年の体験学習等を通じた森林・林業・緑化に関する知識の向上を図り、森林愛護思想の高揚に資するため、本県で開催された第35回全国植樹祭を契機に、昭和59年5月に始良市北山（牟田山地区）と霧島市溝辺町（丹生附地区）の両市にわたりオープンした施設。

原生林

天然林のうち、人の手がまったく加わっていない森林のこと。原始林ともいう。

原木（げんぼく）

製材，合板，パルプ等の原材料として用いられる切り出したままの丸太。（丸太に近い状態に加工された木材を含む。）

公益的機能別施業森林

水源涵養，山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には，「水源涵養機能維持増進森林」，「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」並びに「保健機能維持増進森林」に区分される。

高次加工

原木を製材（1次加工）した後，乾燥仕上げ，プレカット加工，また必要に応じて薬剤処理を行う等，求められる部材としての性能を高める加工のこと。

更新

森林を伐採利用した後，人為又は天然力により新たな樹木が生育すること。

更新困難地

岩石地，風衝地など伐採すると更新が難しい森林。

高性能林業機械

林業用の多工程処理機械の総称。従来のチェーンソーや集材機等に比べて，作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は，プロセッサ，ハーベスタ，フォワーダ，スキッダ，スイングヤード，タワーヤード，フェラーバンチャ。



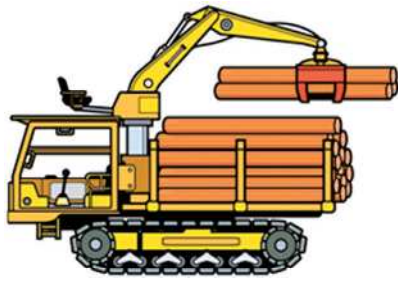
プロセッサ（造材機）

林道や土場などで，全木集材した材を枝払い，玉切り，集積する多工程機械。



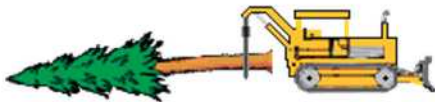
ハーベスタ（伐倒造材機）

立木を伐倒し，枝払い，玉切り，集積する多工程機械。



フォワーダ（積載集材車両）

玉切りした丸太を荷台に積んで運ぶ車両系機械。荷台に丸太を積み込むためのグラップルローダを装備している。



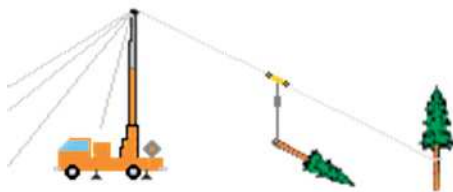
スキッダ（牽引集材車両）

丸太等を牽引して集材する集材専用のトラクタ。足回りはクローラ式とホイール（車輪）式がある。



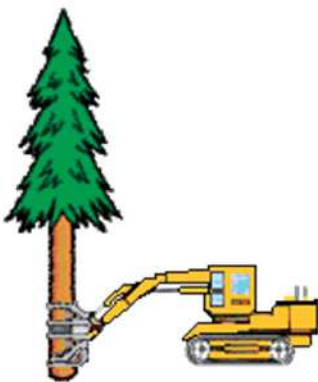
スイングヤーダ（旋回ブーム式タワー付き集材機）

主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。



タワーヤーダ（タワー付き集材機）

架線集材に必要な元柱の代わりとなる鉄柱を装備し、移動や架設・撤去を容易にした架線系集材機械。



フェラバンチャ（伐倒機械）

立木を伐倒し、搬出に便利な場所へ集積できる機械。（fell：伐倒する，bunch：束ねる）

合板（ごうはん）

丸太から薄くむいた板（単板）を、繊維（木目）の方向が直交するように交互に重ね、接着したもの。

公有林

地方公共団体が所有する森林。都道府県有林，市町村有林等のこと。

広葉樹

平たくて幅の広い葉をもった被子植物に属する樹木。

国有林

国が所有している森林。大部分は林野庁（森林管理署）が管理している。

5条森林

森林法第5条で定める地域森林計画の対象森林で、自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域の土地利用の状況から判断して、森林として利用することがふさわしい民有林をいう。

コンテナ苗

根巻きを防止できる容器（コンテナ）で育成された苗。苗畑管理や植栽の省力化が図れるとともに、通常の植栽時期以外でも高い活着率が見込めることが示されており、植栽時期を拡大できる可能性がある。

さ行

材積

木材や樹木の体積。m³（立方メートル）で表す。

再造林

人工林を伐採した跡地に行う人工造林（植林）。

最多密度

間伐されずにひどく混み合った林分では、成長に伴って劣勢木が枯死してくる。これは自然間引きといわれる現象で、林分は、林木の大きさに応じて林木が生存しうる最多の本数密度に一定の限界をもっており、この関係を表したものが最多密度曲線である。

採穂園（さいほえん）

特定の品種を大量に生産する目的で、さし木用の穂木を採取するために設置された樹木園。

作業システム

伐倒、造材、集材、運材等の森林作業への機械や人員の配置等の一連の作業方法。林道からの距離や地形、生産目的により最適な作業システムは異なる。

里山林（さとやまりん）

居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づき、溪流からの土砂の流出、山腹の崩壊、地すべり等により、人家や公共施設、道路等に被害を与えるおそれがあるとして位置づけられた地区。

山地災害防止機能・土壌保全機能

自然現象等による土砂崩壊，土砂流出，落石等の山地災害の発生のほか，表面浸食等山地の荒廃化を防止し，土壌を保持するなどの諸機能。

山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され，適度な光が射し込み，下層植生とともに樹木の根が深く発達し，土壌を保持する能力に優れた森林で，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮が特に求められる森林。

山地防災ヘルパー

山地災害に関する情報収集や山地災害危険地区の住民への周知などを行う者で，県が市町村の推薦を受け，治山事業に関し知識と熱意のある者を認定。

CLT（シーエルティー）

挽き板を並べた層を，板の繊維方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネルのこと。（Cross Laminated Timber の略）

C材（シーざい）

小径木，短尺材で主に製紙用，燃料用の原料としてチップに加工される。

地拵え（じごしらえ）

植栽や天然更新の準備のため，雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。

システム販売

木材の販売価格をあらかじめ協定等により決めておくことで，木材市場での入札等をせずに，素材生産現場から木材加工場へ木材を直接運搬し流通コストを低減する販売方法。

自走式搬器

架線系集材で用いる動力を内蔵した搬器型集材機械であり，人工林の間伐等の少量の木材搬出に用いられる。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発目標」を中核とし，平成28（2016）年から2030年までの国際社会共通の目標。平成12（2000）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）が平成27（2015）年で終了することを受け，平成27（2015）年9月にニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された。

先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。

持続可能な開発目標（SDGs）

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から2030年までの国際目標。平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として，平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

持続可能な森林経営

森林を生態系として捉え、その生態系の健全性を維持し、活力を利用して、人々の多様なニーズ（たとえば、木材、木製品、水、食料、燃料、余暇、野生生物の生息地、景観、炭素の吸収・貯蔵源等）に永続的に応えることが可能となるよう森林を取り扱うこと。

下刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年春から夏の間に行われる。

市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村が民有林を対象として5年ごとに立てる10年を一期とする計画。伐採、造林、保育等の森林の整備に関する事項等を定めている。

指定施業要件

保安林の指定目的を達成するため定められる森林施業上の条件。①立木の伐採方法（禁伐、択伐、皆伐の区分）、②立木の伐採の限度（面積、材積）、③伐採後の植栽方法、期間及び樹種、について指定される。

指導林家

優れた林業経営を行い、自らの林業経営を通じて地域林業振興の中核となっており、併せて林業後継者の育成に指導的役割を果たしている林家を指し、知事が認定する。

指導林業士

青年林業士として50歳に達した者で、知事が認定する。

JAS認定

「農林物資の規格等に関する法律（昭和25年法175）」の規定に基づいて制定した規格の認定を受けること。該当する林産物の主なものには、素材、製材、普通合板、特殊合板、集成材、フローリングなどがある。

集材

伐採した木を一定の場所へ集める作業のこと。

集成材

板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と階段材、床材等の造作用集成材に大別。

収量比数

現在の林分の材積が、その林分が持ちうる最大の材積に対して、どの位の割合であるかを表したもので、林分の混み具合を示す指標となる。0.8以上が混み過ぎとされている。

樹冠（じゅかん）

樹木の枝と葉の集まり。クローネ。

樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

林分の混み合い具合を示す指標の一つで、おおむね 20 m 平方の森林区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。10 分の 5 以下を疎、10 分の 6 から 10 分の 8 を中、10 分の 9 以上を密としている。

受光伐（じゅこうばつ）

複層林などを造成する場合に、下層木が成長できるように、陽光を調整するために行う伐採のこと。

主伐

利用期に達した樹木を伐採し、収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の更新を行う。

照葉樹の森

県民に照葉樹林とのふれあいの場を提供し、県民の森林及び林業に関する理解を深めるとともに、自然環境の保全に関する意識の高揚に資するため、平成 14 年 3 月に大隅半島南部の稲尾岳一帯に全面オープンした施設。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が残り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。

針広混交林（しんこうこんこうりん）

針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。

振興山村

山村振興法に基づき、要件（1960 年林業センサスにおいて、林野率 0.75 以上、人口密度 1.16 人 / 町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発が低いこと）を満たしている山村（旧市町村単位）から、都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定。

人工造林（植林）

苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること。

人工林

苗木を植えたり種をまく等、人の手をかけてつくられた森林。

針葉樹

細い針状あるいは細い鱗片状のかたい葉をもった裸子植物に属する樹木。

森林経営計画

森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が、単独又は共同で、自らが所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として自発的に作成する伐採や造林等の実施に関する5年間の計画。路網の整備状況等を勘案して市町村等が認定。森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立することを目的としたもの。

森林管理道

適切な森林の整備や木材・林産物の搬出を行うため、トラックや林業用車両などが森林へ容易にアクセスできるように設置した道路。

森林作業道

特定の者が森林施業のために作設する道路であり、主として林業機械（2トン積程度の小型トラックを含む）の走行を想定した道路。

森林GIS（地理情報システム）

森林の位置・形状等の図面情報と林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理し、これらの情報について、検索や分析を行うとともに、様々な地図、帳簿等を出力することができるシステム。

森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林整備推進協定

民有林と国有林が連携して森林整備を推進するための協定。隣接する森林に森林共同施業団地を設定し、森林整備実施計画を定め、民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進していくことを目的としたもの。

森林施業

森林を維持造成するための伐採、造林、保育などの諸行為を適正に組み合わせ、目的に応じた森林の取り扱いをすること。

森林施業プランナー

森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、小規模森林所有者の森林を取りまとめ施業の実施に関する合意形成を図る人材。

森林総合監理士

森林・林業に関する高度な知識・技術及び現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施できる者として、林業普及指導員資格試験（森林総合監理区分）に合格した者を国が登録するもの。通称フォレスターと称されている。

森林認証制度

森林が適正に管理されていることを中立的な第三者機関が、客観的に評価することにより、

その価値を社会的に認めるといふもの。日本独自の森林認証制度である『緑の循環』認証会議（SGEC）の他、FSC、PEFC、SFI等の森林認証制度がある。なお、認証された森林から生産されたことが証明された木材のことを「森林認証材」という。

森林の持つ多面的機能

森林が持っている様々な“はたらき”のことで、木材生産等機能の経済的機能と、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の公益的機能に大きく区分されている。

森林法

わが国林政における最も基幹的な法律（昭和26年法249）。明治30（1897）年に第1次、明治40（1907）年に第2次森林法が制定され、昭和14（1939）年の改定を経て、昭和26（1951）年に現行のものが制定された。森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることにより、国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。

森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）や地域の緑化活動に参加し、自らの責任において判断し行動する市民または市民グループの一員で、活動を通じて学んだことを広く市民参加の森づくりにつなげ、その輪を広げていく役割を担うもの。

森林・林業基本計画

森林・林業基本法に定められた森林・林業政策の基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき政府がたてる計画。

具体的には関係者の取り組むべき課題を明らかにした上で、森林の有する多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用の目標を設定するとともに、関連施策を示している。

森林・林業基本法

森林に対する国民の要請の多様化、林業を取り巻く情勢の変化等に伴い、木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、国民的合意の下に政策を進めていくため、「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」という森林・林業施策についての基本理念を明らかにしつつ、その実現を図るための基本となる事項を定めた法律。

水源涵養機能

降雨時における河川流量の増水ピークを分散させる洪水防止機能と干天時期においても河川流量を一定以上に維持し、渇水を緩和する機能を合わせた機能。

水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根の発達により、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、水源涵養機能の高度発揮が特に求められる森林。

水土保全

災害に強い国土基盤の形成，良質な水の安定供給を確保する観点。

精英樹（せいえいじゅ）

森林の中で成長や幹の形状等が特に優れることから，優良な種苗として選抜した個体をいう。

制限林

保安林，保安施設地区内の森林をはじめ法令により立木の伐採に制限がある森林。

製材

丸太から角材や板材を挽き出すこと。

成長量

樹木がある期間に成長した量。通常は樹幹材積の成長した量（材積成長量）をいう。

1年間に成長した量を連年成長量，現在までに成長した量を総成長量，その平均を総平均成長量という。

青年林業士

林業の担い手として，意欲的に林業に取り組んでいる者（概ね40歳以下）で，一定の研修を受けた後，知事が認定する。

生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること（生物多様性基本法第2条）。

人類は，生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており，生物の多様性は人類の存続基盤であるとともに，地域における固有財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

生物多様性保全機能

遺伝子保全や生物種保全，生態系保全など根源的な諸機能。

施業の集約化

林業の生産性の向上を図るため，小規模に分散した施業地をとりまとめて路網を整備しながら，林業機械を効率的に用いて間伐等の施業を行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能となる。

全木集材

伐採した樹木を，枝葉が付いたままの状態ですぐ森林内から土場を集めること。

ゾーニング

森林の持つ機能の役割ごとに森林を区分けすること。

造材（ぞうざい）

切り倒した立木の枝を払い、用途に応じた長さに切って丸太にすること。

素材（そざい）

丸太及び杣角（そまかく）の総称であり、原木ともいう。

杣角：立木の伐採後、現地で玉伐った丸太の四方を削って隅に丸味を残して角材としたものの。

素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程。

た行

大径材（たいけいざい）

丸太の細い方の直径（末口）が 30cm 以上の木材。

択伐（たくばつ）

主伐の一種で森林内の成熟木の一部を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

団粒構造（だんりゅうこうぞう）

適潤から湿性な森林土壌の表層に発達し、比較的柔らかで丸味があり、押すとすぐつぶれ、パンくず状を呈する。有機物が多く、通気、透水性に優れており、この構造が発達する土壌は林木の成長が良好である。

地域森林計画

地域森林計画は、森林法第 5 条の規定に基づき、知事が全国森林計画に即してたてる 10 年間の計画で、民有林の森林整備の目標、伐採・造林等の計画量を定めるとともに、市町村森林整備計画策定の指針、基準等を示すものである。

地材地建

地域で生産された木材（木質材料）を使って、地域の木工、工務店等が住宅等を建設すること。鹿児島県独自の造語で、県内の木材生産及び住宅建築の関係者が一体となって、この運動に取り組んでいる。

治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃山地の復旧整備や水源地域の整備、海岸防災林等の造成を実施する国土保全事業。

治山施設

治山事業により、荒廃山地の復旧整備や水源地域の整備、海岸防災林等の造成を目的に整備された施設。

中間土場

木材の輸送または保管のため、一時的または長期に利用する木材の集積場所で、伐採・集材地に近い山側に設置した広い土場。

長伐期施業

標準的な伐採の林齢（標準伐期齢，例えばスギの場合 35 ～ 40 年程度）のおおむね 2 倍に相当する林齢で伐採を行う施業。

ツーバイフォー工法（枠組壁工法（わくぐみかべこうほう））

木材で組まれた枠組みに構造用合板等を打ち付けた壁，床等で荷重を支える木造建築工法の一つ。枠組みとして多く使われる製材の呼称寸法が厚さ 2 インチ，幅 4 インチであるためツーバイフォー（2×4）工法と呼ばれている。

T P P（環太平洋パートナーシップ協定：Trans-Pacific Partnership Agreement）

T P P 協定は，アジア太平洋地域において，モノの関税だけでなく，サービス，投資の自由化を進め，さらには知的財産，金融サービス，電子商取引，国有企業の規律など，幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定。

D材（ディーざい）

根元材，端材で，主に燃料（チップ，ペレット）の原料に利用される。

適地適木（てきちてきぼく）

人工林を仕立てる場合，または林種を転換して収穫量を上げるために，その土壤に最も適した樹種を選んで植栽すること。

天然下種更新（てんねんかしゅこうしん）

自然に落ちた種子が林地で発芽した稚樹による更新。（ヒノキ，マツ林などで行われている。）

天然更新

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下，発芽して成長する場合（天然下種更新）と，木の根株から発芽（萌芽）して成長する場合（萌芽更新）などがある。

天然生林

自然の推移に委ね，主として自然の力を活用すること（天然更新）により，保全・管理されている森林。

特殊土壌

シラスやボラなど特殊な火山噴出物及び花崗岩風化土のマサ土のほか，特に降雨等による侵食を受けやすい性状の土壌。

特定広葉樹

風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹。

特定保安林

保安林の機能を十分発揮していないものについて「特定保安林」として指定し、必要な森林施業や治山事業等を計画的に実施し、所期の機能を発揮できる森林状態に整備していく。

特用林産物

森林・原野において生産（採取）される産物のうち一般の木材を除くもの。代表的なものとして、きのこ類、山菜、竹（タケノコ）、椿実等がある。

土場（どば）

木材の輸送や保管のために利用する木材の集積場所。設置場所により「山土場」、「中間土場」、「原木市売土場」、「工場土場」などに区分される。

な行

並材（なみざい）

一般木材の通称。優良材以外の木材。

南洋材

フィリピン、インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア、シンガポール、ソロモン諸島、ブルネイの7か国から輸入される木材の総称。ホワイトラワン、イエローメランチ等。

2条森林

森林の定義を示しており、木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹、また木竹の集団的な生育に利用される土地をいう。

抜き伐り（ぬきぎり）

材木を適宜選んで伐採すること。

は行

バイオマス

「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

H A C C P（ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Point）

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させ

るために特に重要な工程を連続的に監視・記録し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

伐期

木材の伐採・収穫の時期。

伐採種

主伐における伐採方法をいい、一般的に皆伐，漸伐，択伐に区分する。

伐倒

立木を切り倒す作業のこと。伐木ともいう。

パリ協定

2015年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する新たな国際枠組み。世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロを目指している。

パルプ

材や植物の繊維層を化学的処理によって、バラバラの状態で取り出した繊維の集合体のこと。紙の原料。

搬出間伐

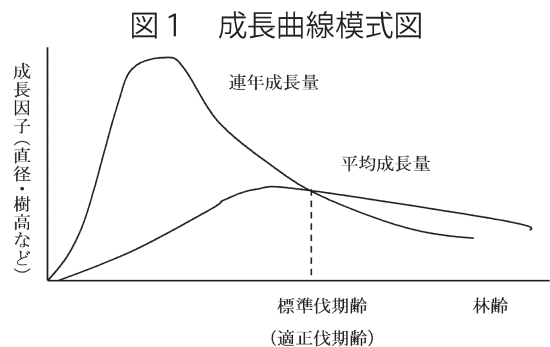
伐採した木を森林外へ搬出し、木材として利用する間伐のこと。

B材（ビーざい）

曲がり材や短尺材で集成材用の板材や合板用の単板に加工される。

標準伐期齢

主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた地域における標準的な主伐の林齢。



品質・性能

主に集成材などの木材製品についての特性区分で、寸法や強度、乾燥率、耐久性などをいう。

風衝地（ふうしょうち）

常時、風にさらされて樹木の生育環境が厳しい場所。

複層林施業

森林を構成する林木を部分的に伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、樹齢、樹高の異

なる複数の樹冠層を有する森林を造成する施業。

不在村森林所有者

所有する森林とは別の市町村に居住する個人又は主たる事務所のある法人。

普通林

民有林のうち制限林以外の森林をいう。保安林，保安施設地区など，法令で立木の伐採規制のある森林を除いた森林。

プレカット

建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。大工・技能者不足への対応，部材加工コストの低減化，住宅の工期短縮等を図ることが可能となる。

文化機能

景観（ランドスケープ）・風致や生産・労働体験の場，自然とのふれあいなど学習・教育，また，芸術，伝統文化，地域の多様性（風土形成）などの諸機能。

分収林制度

森林の土地所有者と造林又は保育を行う者の2者，あるいは，これらに費用負担者を加えた3者で契約を結び，植栽や保育等を行い伐採時に得られた収益を一定の割合で分け合う制度。分収林は，植林の段階から契約を結ぶ「分収造林」と育成途上の森林を対象に契約を結ぶ「分収育林」に大別。

米材（べいざい）

米国及びカナダから輸入される木材の総称。ベイマツ（ダグラスファー），ベイツガ（ウエスタンヘムロック）等。

ペレット

おが屑や鉋屑等の製材廃材や林地残材といった木質系の副産物，廃棄物を圧縮し，成型した固定燃料のこと。

保安施設地区

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合，その事業を行うに必要な限度で，森林，原野その他の土地を指定した地区。

保安林

水資源の涵養，土砂の流出，魚つき，保健・風致などの目的を達成するために森林法第25条に基づいて，農林水産大臣または知事が指定した森林をいう。

保育

植栽を終了してから伐採するまでの間に，樹木の生育を促すために行う下刈，除伐等の作業の総称。

萌芽更新（ぼうがこうしん）

立木を伐採した後に切株からでる萌芽を育て、後継樹とする。クヌギ、コナラなど萌芽力の強い広葉樹に対して行われており、しいたけ原木林及び薪炭林施業に採用されている。

北洋材

ロシアから日本に輸入される木材の総称。北洋カラマツ等。

保健機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供し、また、史跡・名勝と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し、原生的な森林生態系、貴重な生物種が生育・生息している森林で、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能の高度発揮が特に求められる森林。

保健・レクリエーション機能

リハビリテーションなどの療養や休息、リフレッシュ、散策、森林浴などの保養、また、行楽、スポーツなどのレクリエーションなどの諸機能。

保護樹帯（ほごじゅたい）

伐採箇所において、伐採後の林地保全、幼齢造林地を強風等から保護するため、伐採を行わず残しておく帯状の森林。

保護林制度

原生的な天然林や、貴重な動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的として、区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、森林を保護する国有林野事業の制度。森林生態系保護地域、植物群落保護林等。

ほだ木

きのこ類の生産に用いるクヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付けたもの。

ほだ場

原木によるしいたけ等の生産を行うために、駒打ちした原木（ほだ木）を整理して並べる場所のこと。（主に林内が多いが、平坦で自然林に近い環境を人工的に作った「人工ほだ場」もある。）

ま行

松くい虫

体長3センチほどのカミキリムシであるマツノマダラカミキリの一般的な呼称であるが、「マツ材線虫病」と同じ意味でも用いられる。このカミキリムシは「マツ材線虫病」の病原体であるマツノザイセンチュウを媒介する。カミキリムシが健全な松の樹皮を食べ、その時カミキリムシの体内にいるマツノザイセンチュウが食痕から入る。入ったマツノザイセンチュウは松の中で増殖し、松が衰弱して枯れる。

マツケムシ

マツカレハという蛾の幼虫で、クロマツなどの葉を食害して生育を阻害する。

緑の少年団

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした自主的な団体。

未利用材

主伐、間伐等の森林施業をした後、林内に放置されている木材。

民有林

国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

無立木地（むりゅうぼくち）

通常、樹木が生立していない林地をいうが、国有林野経営規程では、林種を立木地と無立木地に分け、無立木地をさらに伐採跡地と未立木地に区分し、樹冠の投影面積が20%以下の林地を無立木地と規定し、民有林では同じく30%以下としている。

芽かき

萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる作業。

木育

子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人や木や森との関わりを主体的に考えられる心を育てる取組。

木材等生産機能維持増進森林

林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林の施業が可能な森林。

木質ペレット

おが粉等を15mm程度の小さな円筒状に成形したもので、ストーブ・ボイラーの燃料として使用。

木造軸組工法（もくぞうじくぐみこうほう）（在来工法）

日本の代表的な木造建築工法であり、木材の土台、柱や梁等で構成される軸組で荷重を支える建築工法。

森の見張隊

森林組合が通常業務の中でボランティアによる巡視活動を行い、森林の伐採や開発行為、林野火災などの情報を県へ提供するなど、森林の適正な保全管理を図るため創設された森林ボランティア制度。

モントリオール・プロセス

欧州以外の温帯林等を有する12か国（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、ウルグアイ、米国）により進められている、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた取組。平成7（1995）年に7基準・67指標に合意。平成18（2006）、平成20（2008）年に指標の改定を行い、現在は7基準・54指標。

や行

山元立木価格（やまもとりゅうぼく）

立木の状態で樹木の販売価格。一般には、丸太の市場価格から、伐採、搬出等に必要経費を控除して計算された幹の材積1m³当たりの価格。

要整備森林

特定保安林の機能の確保を図るため、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林。

ら行

ラミナ

集成材を構成する板材。

リモートセンシング

人工衛星や航空機によって、地表の全ての物体が反射または放射している固有の電磁波を捉え、そのデータや画像を伝送させて解析処理し、地上の資源の有無や種類、土地利用の状況、地表や海面の温度分布、植物活力度などの各種データを得る、遠隔探査のこと。

流域森林・林業活性化センター

流域森林・林業活性化協議会における関係者間の調整、合意形成の促進等を通じ、森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。流域内の市町村、森林、林業、木材産業の関係者等からなる。

立木（りゅうぼく）

森林に生育する個々の樹木。

林家（りんか）

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する世帯。

林冠（りんかん）

樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態。この場合、日光を地表に通さないような状態を閉鎖林、うっ閉林ともいう。隣接樹との間がある状態は疎林冠という。

林業研究グループ

林業の生産者や経営者などで組織され、林業経営の改善及び林業技術の向上等を目的に、研究活動や共同事業などを行う自主的なグループ。

林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

林業専用道（りんぎょうせんようどう）

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の中核となる道をいい、普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワーダなどの通行を想定した道路。

林業普及指導員

森林・林業に関する知識・技術の森林所有者等に対する指導や市町村等への技術的支援等を行う県職員で、国の林業普及指導員資格試験（林業一般区分）に合格した者。

林業労働力確保支援センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施、無利子資金の貸付、高性能林業機械の貸付、委託募集の実施等を通じて、新規参入の促進と林業事業者の事業の合理化、雇用管理の改善を支援することとしている。

林床（りんしょう）

森林の中の地表面。太陽光線が届きにくいので、そこに適応した植物が生育する。

林小班（りんしょうはん）

①林班，②準林班，③小班から成る一連番号をいう。

①林班：原則として字界又は天然地形をもってその面積がおおむね50haとなるように設定。②準林班：おおむね5haを基準として設定。③小班：原則として森林所有者及び地番により設定。

林相（りんそう）

森林を構成する樹種，林冠の疎密度，林齢，林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。

林地残材（りんちざんざい）

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分，森林外へ搬出されない間伐材等，林地に放置された材。

林地生産力

林地の持つ材積生産力。（地形，土壌条件等に左右される。）

林地台帳

地域森林計画の対象となっている私有林について、一筆の森林ごとに、その森林の土地の所有者等を記載した台帳。

林道

木材を主とする林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するため森林内に開設された道路の総称で、林道の管理及び構造に関する基本的事項に定めた「林道規程」に基づき作られた自動車道。

林道改築

既設林道の構造について全線的に質的向上を図ること。

林道改良

既設林道の輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、その局部的構造の質的向上の整備を実施すること。

林道密度

単位森林面積当たりの林道延長のことで、 m / ha の単位で表す。林道延長を対象とする森林面積で除したものの。

林内相対照度（りんないそうたいしょうど）

林外の光をさえぎるものがない場所の照度（太陽光量；ルクス）に対する、林内の照度の比を%であらわしたものの。複層林を造成するときの林内の相対照度は20%以上必要と言われている。

林内道路密度

単位森林面積当たりの道路延長のことで、 m / ha の単位で表す。林内道路延長には、林道のほか市町村道等の公道を含む。

林内路網密度

単位森林面積当たりの路網密度のことで、 m / ha の単位で表す。路網延長には、林道、作業道（路）等の一時的な作業用道路のほか市町村道等の公道を含む。

林班（りんぱん）

森林計画では、森林の位置を明らかにする必要があることから、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形により、概ね50ha程度に分けて区分しており、これを「林班」と呼び、数字を振って森林の場所を表している。

林分（りんぶん）

林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件をそなえた森林。樹種、林齢、林木の大きさ等がそろっているなどで、林業経営上の単位として扱われる。

林分密度管理図

林分は密度（本数）によって、林木の肥大成長（直径）に違いがでてくる。この関係には、上層木平均樹高ごとに一定の法則性がある。この法則のもとに密度管理の計画、伐採の目安、林分成長の予測を示した図を林分密度管理図という。

林齢

森林又は林木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。

齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。5年をひとくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

列状間伐

間伐作業の低コスト化を図るため、伐採や搬出に都合がよいように列状に間伐を行う方法。

路網整備等推進区域

林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して効率的な森林施業を推進する箇所で、市町村森林整備計画で定められる。